

[A] 建武の新政(建武の中興)

- 1334年〜**建武の新政**(天皇親政の復活→幕府・摂関・院政を否定)
- (1) **延喜・天曆の治**(醍醐・村上天皇の治世)を模範
 - (2) **論旨**(天皇の意思を伝える文書)を絶対万能とする
個別安堵法(土地の所有権の確認は論旨が唯一の根拠)
 - (3) **大内裏の造営計画**(造営費のため造幣・新税を計画)
 - (4) **乾坤通宝**の発行計画(新貨幣・新紙幣の発行を計画)

[新政の混乱] 20年住めば自分の土地

- ① **武士の不满**(武家社会の慣習を無視(御成敗式目の**年紀法**などを否定))
(恩賞の不公平・大内裏造営費として**二十分の一の税**の負担)
- ② **公家の不满**(公家社会の慣習を否定(家柄の無視・恣意的な官職の任免))
- ③ **農民の不满**(大内裏の造営計画などにより農民の負担が増大したため)
ex. 若狭国太良荘(東寺(教王護国寺)領)が提出した申状

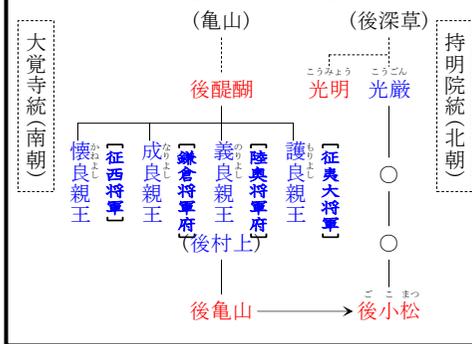


1334年 **二条河原の落書**(新政への風刺) in 『建武年間記』

1335年 **中先代の乱**(北条時行(北条高時の子)が信濃で挙兵し、鎌倉を一時占拠)
鎌倉将軍府が占拠された混乱に乗じて、**足利直義**が幽閉中の**護良親王**を殺害
→足利尊氏が反乱を鎮圧して鎌倉を奪回した後、建武政権に反旗をひるがえす
but 奥州から上洛してきた**北畠顕家**(陸奥将軍府)に敗れる
→九州へ敗走するが、のち大軍を率いて京都へ攻め上る

1336年 **湊川の戦い**(摂津国)(**楠木正成**が戦死)
→入京した足利尊氏は**光明天皇**(持明院統)を擁立(北朝)
→その後、**後醍醐天皇**(大覚寺統)は**吉野**へ逃れる(南朝)
★光明天皇に偽の**三種の神器**を譲渡→以後、約**60年間**近く南北朝の動乱が続く

図解NOTE [天皇家系図]



[北朝 = 光明天皇(持明院統) in 京都(山城国)]

『梅松論』(北朝の正統性を示す)

★作者不詳→尊氏側近の武将によって執筆されたものか?

[南朝 = 後醍醐天皇(大覚寺統) in 吉野(大和国)]

北畠親房『神皇正統記』(南朝の正統性を示す) 北畠顕家の父

★奥州・東国で南朝勢力の維持・拡充に努める→常陸国の**小田城**で執筆

1336年 **建武式目**(足利尊氏が定めた**17カ条**の当面の政治方針)
足利尊氏の諮問に中原重賢(是田)らが答申する形式

- ①幕府の所在地の選定(鎌倉におくか京都に移すか)
- ②政道の事(1) 儉約を行い**婆佐羅**(派手な行動)を禁止
(2) 守護には戦功よりも能力を重んじて任命

★基本法令=御成敗式目・追加法令=建武以来追加

1338年 **足利尊氏**が**征夷大将軍**に就任

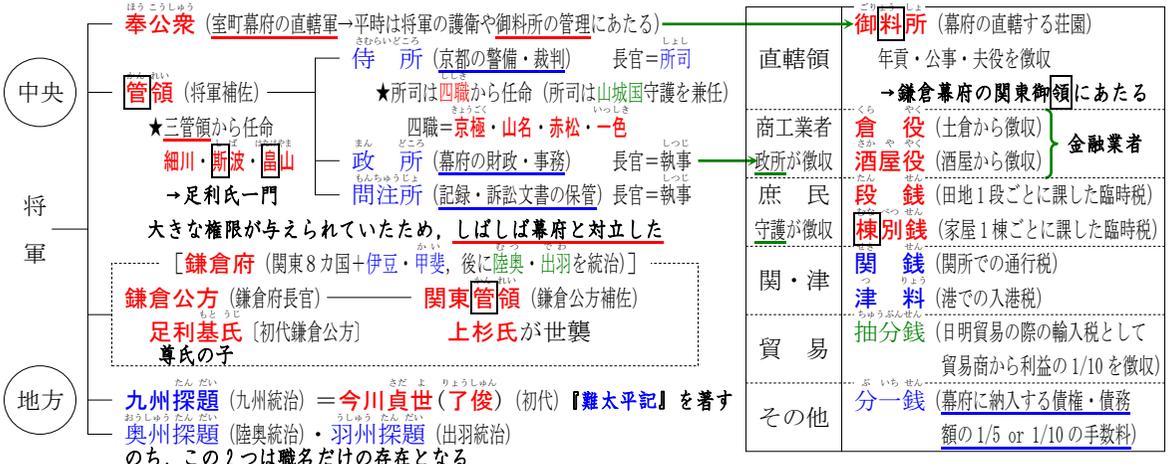
1338年 **石津の戦い**(和泉国)(北畠顕家が戦死)

1338年 **藤島の戦い**(越前国)(新田義貞が戦死)
★後醍醐天皇が死去(1339)→**後村上天皇**(義良親王)が即位

1348年 **四条畷の戦い**(河内国)(楠木正行が戦死)
★北朝側の高師直が吉野を焼き打ち→南朝側は賀名生へ逃れる

御成敗式目(法典) = 51カ条 + ②追加法...鎌倉幕府 = 式目追加
建武式目(政治方針) = 17カ条 室町幕府 = 建武以来追加

室町幕府の機構(足利義満の頃に整う)



[B] 南北朝の動乱と合一 (1336~1392)

室町幕府の動向		守護大名の成長と抑任	
尊氏	<p>1338年~足利尊氏(兄)・足利直義(弟)の二頭政治</p> <p>尊氏(軍事指揮権など主従制的支配権を担う) } のち 直義(所領裁判権など統治権的支配権を担う) } 対立</p> <p>〔親応の擾乱(1350~52)〕</p> <p>(急進派)早く南朝倒そう (漸進派)まず組織整備</p> <p>足利尊氏(征夷大將軍) 足利直義(尊氏の弟) 高師直(尊氏の執事) = 管領 足利直冬(直義の養子)</p> <p>〔伝統的権威を否定し、在地での武士の權益拡大を支持〕 VS 〔伝統的権威の秩序維持を尊重し、公武協調を模索〕</p> <p>★ばさら(伝統無視・派手な行動)として近江の佐々木も有名</p> <p>①足利直義が高師直を殺害→足利尊氏が鎌倉で足利直義を毒殺 ②足利直冬が尊氏に敗北→のち、尊氏は子の足利義詮に將軍を譲る</p>	<p>地頭(血縁的結びつき)→国人(地縁的結びつき)</p> <p>★国人(地縁的に結びつき、自立的な権力を強めた荘官・地頭などの在地領主)</p> <p>南北朝の動乱により、中央の対立が地方に波及(国人の横暴)</p> <p>but 鎌倉時代の守護には大犯三カ条の権限しか認められていないため、各地の国人の横暴を防ぐには不十分だった</p> <p>→そこで、建武以来追加で守護の権限を強化</p> <p>1346年 刈田狼藉(他人の稲を刈り取る行為)の取り締まり権 使節遵行権(裁判の判決を幕府に代わり守護が強制的に執行する)</p>	
	義詮	<p>1368年 足利義満が3代將軍に就任(→足利義詮の死去)</p> <p>管領の細川頼之(のち康暦の政変で失脚)が足利義満を輔佐</p> <p>〔九州における南朝の抵抗〕</p> <p>1371年 南朝の懷良親王(征西將軍)が九州を統一 1372年 北朝の今川貞世(了俊)〔九州探題〕が制圧</p> <p>1378年 幕府を京都三条殿から京都室町殿に移転</p> <p>足利義満が京都に建てた將軍邸は「花の御所」と呼ばれる</p> <p>〔朝廷の京都市政権(検非違使の管轄)接收〕</p> <p>侍所(検非違使の京都警察権・裁判権を接收) 政所(検非違使の京都商業課税権(倉役・酒屋役の徴収)を接收)</p> <p>〔国衙の行政機能の吸収(守護の権限強化を背景に獲得)〕</p> <p>段銭・棟別銭(田地・家屋ごとに賦課する権限を朝廷(国司)から接收) →昔の一國平均役(P20へ)</p>	<p>→1352年 半済令(親応令) = 親応の擾乱の最中に出される</p> <p>荘園・公領の年貢の半分を兵糧米として徴収する権利を守護に認める</p> <p>★戦乱の激しかった近江・美濃・尾張の3国で1年限りの臨時に施行</p> <p>→のち、各地の守護たちの要望により全国的・永続的に行われる</p> <p>→1368年 半済令(応安令) = 全国的な半済令</p> <p>①皇室・寺社・摂関家を除いた荘園・公領の年貢の半分で徴収 ②荘園・公領の田地そのものの折半を認める(事実上の下地中分)</p> <p>★守護請(守護が荘園・公領の一定の年貢納入を請け負う制度)</p> <p>国人層の年貢滞納に悩まされた荘園領主は少しでも年貢収入を確保するため守護に荘園の経営を任せられるようにした</p> <p>〔国衙の行政機能の吸収(守護の権限強化を背景に獲得)〕</p> <p>段銭・棟別銭(田地・家屋ごとに賦課する権限を朝廷(国司)から接收) →昔の一國平均役(P20へ)</p>
義満	<p>1392年 足利義満の斡旋で南北朝が合一</p> <p>後龜山天皇(南朝)が後小松天皇(北朝)に讓位 →三種の神器(皇位の象徴としての鏡・剣・玉)を譲渡</p> <p>1394年 足利義満が太政大臣に就任(征夷大將軍を辞任) 翌年出家して道義と名乗る→北山殿(のち鹿野寺金閣)を建立</p>	<p>〔守護大名の成長〕</p> <p>守護は幕府から与えられたこれらの権限を行使し、国人を被官(家臣)とし、一國全体に及ぶ支配を確立した守護大名へと成長。守護が任国を領國化した支配体制を守護領國制、守護の代官を守護代というが、一元知行化はできず</p> <p>↓(勢力が強大化しすぎた守護大名を足利義満が抑任)</p> <p>1390年 土岐氏の乱 by 土岐康行(美濃中心の守護大名)</p> <p>1391年 明德の乱 by 山名氏清(山陰中心の守護大名)</p> <p>11カ国の守護を兼任=六分一殿(六分一衆)と称された</p> <p>1399年 応永の乱 by 大内義弘(周防・長門中心の守護大名)</p> <p>6カ国の守護を兼任→堺(和泉国)で反乱を起こすが敗死</p>	

